

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

「久遠郡大成町字宮野1番」を「久遠郡せたな町大成区宮野1番」に、「久遠郡大成町字平浜461番」を「久遠郡せたな町大成区平浜461番」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

目 次

規 則

○北海道内水面漁業調整規則の一部を改正する規則..... (漁業管理課) 9

告 示

○土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定..... (農業支援課) 9

○特定調達契約に係る入札の公告..... (漁業管理課) 9

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (漁業管理課) 10

○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課) 10

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課) 11

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課) 11

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課) 11

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課) 11

規 則

北海道内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年8月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第110号

北海道内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

北海道内水面漁業調整規則(昭和39年北海道規則第133号)の一部を次のように改正する。
第24条第2項第4号中「爾志郡熊石町字大谷5番の1地先」を「二海郡八雲町熊石大谷町5番の1地先」に、「爾志郡熊石町字鮎川13番」を「二海郡八雲町熊石鮎川町13番」に、「爾志郡熊石町字見日286番地地先」を「二海郡八雲町熊石見日町286番地先」に改め、同項第5号中「厚田郡厚田村字厚田331番地地先」を「石狩市厚田区厚田331番地先」に、「厚田郡厚田村字別狩10番地地先」を「石狩市厚田区別狩10番地先」に改め、同項第10号中「瀬棚郡瀬棚町字北島歌376番地」を「久遠郡せたな町瀬棚区北島歌376番」に、「瀬棚郡瀬棚町字北島歌243番地」を「久遠郡せたな町瀬棚区北島歌243番」に改め、同項第11号中「瀬棚郡北檜山町字共和7番地地先」を「久遠郡せたな町北檜山区共和7番地先」に、「瀬棚郡北檜山町字太櫓13番地地先」を「久遠郡せたな町北檜山区太櫓13番地先」に改め、同項第29号中

告 示

北海道告示第664号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、オロロン土地改良区が新たに行う土地改良(有明北地区小規模土地改良(農業用排水))事業の施行の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道留萌支庁に備え置いて、平成18年8月7日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成18年8月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第665号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年8月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
漁業取締船北王丸上架修理工事 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履 行 期 日 平成18年11月10日
- (4) 履 行 場 所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 総トン数500トン型船舶(鋼船)の修理の能力を持っていること。
- (4) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備(特種上架台及び斜路)を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成18年8月4日から18日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道水産林務部水産局漁業管理課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階1号会議室(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課)

(2) 入札日時 平成18年9月15日 午後2時(送付による場合は、必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて名を明記したもの)及び重量65gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、北海道水産林務部水産局漁業管理課に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

(1) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課

イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5486

(2) 前金払いは、契約金額の4割に相当する額以内で行う。

10 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel
HOKUO-MARU Repair Service 1 set

B . Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., September 15, 2006

C . Contact point for notice : Fishing Management Division, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Nishi 6-Chome, Kita 3-Jo, Chuo-Ku, Sapporo,
Hokkaido 060-8588 Japan.
Phone : 011-204-5486

北海道告示第666号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年8月4日

北海道知事 高橋 はるみ

1 落札に係る特定役務の名称及び数量
漁業取締船ほくと上架修理工事 一式

2 落札を決定した日

平成18年7月7日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 川崎造船株式会社

(2) 住所 釧路市浜町3番6号

4 落札金額

62,160,000円

5 競争の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成18年5月26日付け北海道告示第489号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第667号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指

定する。

平成18年8月4日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 日高郡新ひだか町東静内351の1・373・374（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第668号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成18年8月4日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 夕張市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第669号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成18年8月4日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 空知郡南富良野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁産業振興部林務課及び南富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第670号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成18年8月4日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第671号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成18年8月4日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 寿都郡寿都町・磯谷郡蘭越町(以上2町について次の所在場所の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
蘭越町(次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 磯谷郡蘭越町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
蘭越町(次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 寿都郡寿都町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、寿都町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 夕張市・芦別市・三笠市・樺戸郡浦臼町(以上3市1町について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
夕張市(次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 樺戸郡新十津川町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、新十津川町・岩見沢市・歌志内市・空知郡奈井江町・雨竜郡雨竜町(以上2市3町について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
岩見沢市・歌志内市・奈井江町・新十津川町・雨竜町(以上2市3町について次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 6(1) 指定施業要件変更予定保安林 砂川市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

正 誤

平成18年7月28日(第1793号)

北海道告示第643号(特定調達契約に係る入札の公告)中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

37 右 16

誤 画像運用管理システムについて、日本国内で当院と

正 画像管理運用システム及び放射線情報システムについて、当院と

